

新型コロナウイルス感染症に関する Q&A

新型コロナウイルス感染症については、県内においても複数の感染事例が確認されており、県ではさまざまな感染症対策に取り組んでいます。ここでは、県民の皆さんから実際に寄せられた疑問にお答えします。新型コロナウイルス感染症についての正確な情報をもとに、一人一人が予防を心掛けましょう。

その他の情報も県ホームページや厚生労働省ホームページなどに掲載されていますので、ぜひご覧ください。

※令和2年(2020年)3月20日時点



©2010 熊本県 くまモン

こんな時は？

Q1 風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

発熱などの風邪の症状があるときは、まずは学校や会社を休むなど、外出を控えてください。毎日体温を測定して記録しましょう。



Q2 感染したかも?と思ったら、どうしたらいいですか？

次の場合には、最寄りの保健所(帰国者・接触者相談センター)に電話で相談しましょう。

- 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
- 強いだるさや息苦しさがある

重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方、念のため妊婦さんは、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。症状がこれらに満たない場合には、かかりつけ医やお近くの医療機関にご相談ください。



Q3 保健所(帰国者・接触者相談センター)に相談すると、どうなりますか？

電話での相談内容から、感染の疑いがある場合には、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる医療機関(帰国者・接触者外来)を受診いただけるよう調整します。なお、感染の疑いがないと判断された場合は、これまで同様かかりつけ医を受診していただけます。



Q4 これまで退院された方には、どのような治療が行われたのですか？

新型コロナウイルスそのものに効く抗ウイルス薬はまだ確立されていません。退院された方々は、ウイルスによる熱や咳などの症状の緩和を目指す治療(対症療法)を受けています。

そもそも新型コロナウイルスって？

Q5 どうやって感染するのでしょうか？

現時点では、感染者のくしゃみや咳、つばなどによる「飛沫感染」と、ウイルスに触れた手を介する「接触感染」による感染が考えられていて、国内の感染状況を見ても、「空気感染」は起きていないと考えられています。しかし、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話するなどの一定の環境であれば、咳やくしゃみがなくても感染を拡大させるリスクがあります。

Q6 ペットから感染しますか？ また、食品を介して感染することはありますか？

新型コロナウイルスがペットなど動物に感染した事例は見つかっていません。また、食品そのものにより感染したとされる報告はありません。

どのように気をつける？

Q7 予防のためにできることはありますか？

- 次のことを心掛けましょう。
- 石けんやアルコール消毒液などによる手洗い
- 正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人混みを避ける



Q8 マスクが手に入らないときは、代わりにどのような方法がありますか？

自分の手を用いるのではなく、ハンカチやタオルなど、口をふさぐことができるものを代用することでも飛沫を防ぐ効果があります。



Q9 集団感染(クラスター)を防ぐためには、どのようなことに気を付けたらよいですか？

これまで集団感染が確認された場では共通して、(1)換気の悪い密閉空間、(2)人が密集していた、(3)近距離での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なっています。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間(スポーツジムやビュッフェスタイルの会食など^(※))に集団で集まることを避けてください。

(※)これまでに、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

この情報ってほんと？

Q10 本当かどうかわからない情報が流れることがありますが・・・？

憶測やうわさに基づく行動は、過度の不安をおおったり、誰かを傷つけることにつながる恐れがあります。特に、インターネットやSNSでは、情報が短時間に多くの人に広がってしまいます。不確かな情報は広めず、国や県、市町村が発信する正確な情報入手するように努めましょう。また、正確な情報に基づいた判断・行動を心掛けましょう。

問い合わせ先

熊本県健康危機管理課
TEL.096-333-2256

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている皆さんへ

休業や失業で暮らしにお悩みの個人の皆さんへ生活資金を貸し付けます

受付開始日:3月25日(水)

- 無利子で保証人不要です。
- フリーランス、個人事業主の方も対象です。
- 当初1年間は返済不要です。

問い合わせ先 熊本県社会福祉協議会 TEL.096-324-5475
受付時間:9時00分~17時00分(土・日・祝日除く)

資金名	緊急小口資金	総合支援資金(生活支援費)
対象者	休業などにより収入の減少があり、一時的な貸し付けが必要な世帯	失業などにより生活に困難な世帯
貸付上限	学校などの休業、個人事業主などの特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内	月20万円以内(2人以上世帯) 月15万円以内(単身世帯) 貸付期間:3カ月以内
償還期間(償還)	2年以内(1年以内)	10年以内(1年以内)
申込先	お住まいの各市町村社会福祉協議会	

(注)総合支援資金(生活支援費)については、原則、自立相談支援事業による継続的な支援を受けることが条件

雇用の維持を支援する国の制度を紹介します

1. 雇用調整助成金の特例

事業主が支払った休業手当に対する助成

問い合わせ先 熊本労働局職業対策課分室 TEL.096-312-0086
受付時間:8時30分~17時00分(土・日・祝日除く)

2. 保護者の休暇取得支援

相談コールセンター(厚生労働省) TEL.0120-60-3999
受付時間:9時00分~21時00分(土・日・祝日含む)

詳しくは、熊本労働局ホームページ、または、次の窓口まで
熊本労働局雇用環境・均等室 TEL.096-352-3865
受付時間:8時30分~17時00分(土・日・祝日除く)

